

事後調査対応届に関する質問回答集(共通事項)

最終改定:令和元年11月11日

※この資料において、「手引き」とは『教職課程認定申請の手引き』を指す。

「通常の変更届」とは、手引き中「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」による変更届を指す。

番号	カテゴリ	質問	回答
1	共通	事後調査について「平成34年度までの間、毎年度実施」との記載があるが、事後調査対応届の提出は、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はないと理解してよいか。また、「今年度は留意事項対応届を提出しない」旨の報告は必要か。	御認識のとおり、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はありません。「毎年度実施」としているのは、あくまで、準備が整い次第提出いただけるよう、受付窓口を毎年度開いているという趣旨です。今年度に提出書類が整わない場合、その旨の報告は不要です。なお、令和4年度に初めて対応届を提出する場合、審査の結果「担当不可」となれば、その後の対応が困難となる可能性があるため、早めの対応をおすすめします。
2	共通	現在、「改正規則附則第7項」及び「総合的な学習の時間の指導法」について留意事項が付されている。「総合的な学習の時間の指導法」は業績の追加ができていないため、本年度は「改正規則附則第7項」のみ事後調査対応届を提出したいが可能か。	可能です。準備が整った事項、教員のみ個別に提出して差し支えありません。
3	共通	未だ留意事項に対応しうる準備は整っていないが、担当の専任教員が退職し、次年度以降兼任として同一科目を担当することとなる。また、認定課程以外の学科の改組により、附則第7項適用科目の担当教員が新学科に異動し、兼任となる。この場合、事後調査対応届の提出は必要か。	留意事項を付された教員が、専任から兼任又は兼任へ変更するなど、留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。
4	共通	留意事項への対応に伴い、入学定員上必要な専任教員数及び各事項を担当可能な教員を配置するため、その調整により、例えば保育内容の指導法等、他の区分の担当教員が変更となることについては、事後調査対応届ではなく、通常の変更届での手続となるのか。また、その際の変更届は事後調査対応届の提出期限である9月末に合わせて提出しなければならないか。	留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。その様式、提出方法及び提出時期は手引きp87～「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」によるため、9月末ではなく、変更後の教育課程を実施する前(令和2年4月からの変更であれば令和2年3月末)が提出期限となります。
5	共通	留意事項を受けた課程を置く学科が募集停止となるため、本年度末をもって取下げ予定である。取下げ後、令和4年度末までに事後調査対応届の提出は必要か。	取り下げた課程について、事後調査対応届の提出は不要です。ただし、令和4年度に、年度ごとの調査とは別に最終確認の調査を行う予定であり、その際には募集停止により対応済みである旨を回答いただくことが必要です。なお、「総合的な学習の時間の指導法」及び「各教科の指導法(小学校英語)」の留意事項を付された教員は、本来有すべきとされる業績を有しない状態で特例認定を受けている状態ですので、その趣旨を踏まえ、募集停止される学科の教員であっても、当該科目を担当する限り、当該科目に本来求められる業績を追加するよう努めることが望まれます。
6	共通	事後調査対応届に添付する教育研究業績書について、当該教員が留意事項を付された科目(例えば「総合的な学習の時間の指導法」)以外に授業科目を担当している場合(他の科目区分や校種も含む)、それらの科目についても業績を記載する必要があるか。	事後調査対応届に添付する教育研究業績書には、留意事項を付され、今回対応届を提出する科目に係る業績のみ記載し(「総合的な学習の時間の指導法」に係る留意事項であれば、「総合的な学習の時間の指導法」の科目のみ)、他の科目の業績は削除してください。その際、課程認定時に「再掲のため、略」としていた業績の初出部分が削除される場合には、略さずに概要を記載してください。なお、「担当授業科目に関する研究業績等」については、対応届提出期限から10年以上前のものは削除してください。(令和2年9月末までに提出する対応届においては、平成22年9月末までの研究業績等は削除)

※この資料において、「手引き」とは『教職課程認定申請の手引き』を指す。

「通常の変更届」とは、手引き中「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」による変更届を指す。

番号	カテゴリ	質問	回答
1	附則第7項	領域に関する専門的事項の科目を新設するためには、幼稚園担当の教員を増員しなければならないのか。	小学校の「教科に関する専門的事項」とは別に、幼稚園の「領域に関する専門的事項」の科目を開設しなければなりません。担当教員については、同一学科等において「領域に関する専門的事項」と「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができます。(課程認定基準4-1(3)(※3)、4-2(4)(※3))このため、必ず教員を増員しなければならないわけではありません。
2	附則第7項	専修免許状の課程において、附則第7項を適用しているとの留意事項が付されたが、本学としては附則第7項を適用している認識はなかった。なぜ留意事項が付されたか。また、どのように対応すればよいか。	新法下においては、附則第7項を適用しない限り、幼稚園の「領域に関する専門的事項」と、小学校の「教科に関する専門的事項」の共通開設は不可能であるため、平成30年度の課程認定申請書において幼・小の共通開設がなされている科目については、附則第7項適用による留意事項が付されています。対応案としては、共通開設を解消し、内容に応じて、幼又は小のいずれかの科目としてのみ残す(他方の課程では科目削除する。)などの例が考えられます。当然ながら、残す課程の授業科目として名称・内容が適切であるか、確認の上、必要に応じて変更してください。(連動して小学校の課程において変更が生じる場合は、別途、通常の変更届を提出すること。)共通開設区分を変更するのみの場合、事後調査対応届において該当する変更事項がないことから、便宜上、「変更内容等」欄に「小学校課程との共通開設を解除」と記載してください。
3	附則第7項	専修免許状の課程用の事後調査対応届様式が用意されていないのだが、事後調査対応届の一種免の新旧対照表を、専修免許状の項目に修正して使用するべきか。あるいは通常の変更届の専修免の様式を使用すべきか。	通常の変更届の専修免の様式(教科及び教科の指導法に関する科目)を使用し、以下の箇所を書き換えた上で提出してください。 ・最上段の「(Ⅰ 教育課程の変更届)」→「(事後調査対応届)」 ・免許法施行規則に定める科目区分「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」→「領域及び保育内容の指導法に関する科目」
4	附則第7項	今年度に教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届の審査を受ける場合、事後調査対応届は、今年度9月末までに提出が必要か。それとも令和4年度の提出でよいか。	確認事項1(1)③に基づく変更届か課程認定申請か、いずれの場合であっても、改組を行うことにより、認定年度が改まる(令和3年度等)ことから、改組後の課程については、附則第7項の規定を適用することはできません。このため、確認事項1(1)③に基づく変更届の「新」の課程については、領域に関する専門的事項の科目を開設する必要があります。なお、改組前の課程については取下げとなることから、以後の事後調査対応届の提出は不要です。
5	附則第7項	事後調査対応届の審査において、5領域のうち例えば「健康」領域でのみ教員が担当不可となり、他の領域は担当可となった場合、そのままでは当該年次のカリキュラムが整合性のないものとなってしまふ(この学年のみ「健康」領域は「体育」となる)ため、対応届を取り下げ、次年度に再度全体を提出し直すことは可能か。	可能です。 ただし、次年度は記載可能な業績の年次(10年以内)が1年改まるため、古い業績を削除した結果、今年度担当可となった教員が次年度は担当不可となることもあり得るため、留意してください。
6	附則第7項	1.現在、附則第7項適用の「教科に関する専門的事項」の科目は1科目2単位であるが、新たに開設する「領域に関する専門的事項」の科目を1科目1単位とすることは可能か。 2.この変更が認められる場合、領域に関する専門的事項の開設科目の合計単位数が減少し、大学が独自に設定する科目に充当できる単位数が不足するため、大学が独自に設定する科目を追加することを考えている。その手続きはどのようにすればよいか。	1.可能です。 2.「領域に関する専門的事項」の開設は、事後調査対応届によります。「大学が独自に設定する科目」の開設は、通常の変更届によります。

事後調査対応届に関する質問回答集(小学校英語／総合的な学習の時間)

※この資料において、「手引き」とは『教職課程認定申請の手引き』を

最終改定:令和元年11月11日

「通常の変更届」とは、手引き中「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」による変更届を指す。

番号	カテゴリ	質問	回答
1	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」「各教科の指導法(小学校・英語)」に係る事後調査について、担当教員の業績は課程認定申請済の業績の概要を追記すればよいのか、それとも別の業績を記載すべきなのか。	課程認定審査時点の業績書に記載されていた業績では不十分と認定されたものですので、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も可能です。 ・留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公開された業績に限らず、過去10年以内(教育研究業績書記載日から遡って10年以内)の業績を追加すること ・留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること なお、必要な業績の考え方は手引きp218「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方」及び、平成30年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会資料3「外国語(英語)の審査の考え方」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/21/1411908_04.pdf)を参照してください。
2	小英/ 総合	留意事項が付された教員が担当する科目について、開講年度によっては、留意事項への対応が済んでいない状態で科目を受講する学生がでてくるが差し支えないか。	留意事項の対応は令和4年度末までとされているところ、開講年次によっては期限前に開講年度が到来するため、留意事項対応未了のまま授業を実施することは可能です。 ただし、留意事項の趣旨を踏まえ、できる限り早期に業績を追加することが望まれます。
3	小英/ 総合	留意事項が付された教員が急遽今年度末で退職となる。後任として予定している教員は業績が不足している懸念があり、9月には業績の追加が間に合わない可能性がある。後任の教員が業績を追加するまで対応届の提出を遅らせる、提出後に業績を追記する、提出後により適切な教員が見つかった場合に差し替える、といった対応は可能か。	留意事項は当該教員に付されているので、いかなる理由であれ、来年度から教員を変更するのであれば、今年度9月末までに事後調査対応届を提出する必要があります。 審査は提出時点の業績を元に行うので、その後の業績を追記したり、別の教員で差し替えたりすることはできません。 対応届提出後に大学都合による書類の差し替えを行うことはできませんので、十分御注意ください。
4	小英/ 総合	オムニバスで科目を担当している兼任教員3名に対して留意事項が付されている。留意事項に対応しうる業績はまだ用意できていないが、うち1名を来年度から専任教員として採用することとし、他の1名が本年度末をもって退職することとなった。この場合、どのような手続きが必要か。	兼任から専任に変わる教員については、通常の変更届によります。 退職となる教員については、事後調査対応届によります。
5	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の両方の事項を含む科目を開設しているが、事後調査対応届の様式では「総合的な学習の時間の指導法」以外の欄は墨塗斜線とされている。この場合、どのように記載すればよいか。	当該科目を「総合的な学習の時間の指導法」の欄にのみ記載し、備考欄に「特別活動の指導法を含む」と記載してください。